

【機密性 1】【厚生労働省】「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発 0317008 号）に基づき所要の対策を推進してきたところですが、

令和 7 年の労働安全衛生法の改正により、労働者数 50 人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化されたこと（施行は令和 10 年 4 月 1 日）、

「日本成長戦略」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）等において、「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとりた指導が行われるよう速やかに見直す。」とされたこと等を踏まえ、

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を一部改正しましたのでご連絡いたします。

なお、総合対策につきましては、本日付けで厚生労働省HPにも掲載しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71261.html

○添付文書

- ・【基発 0901 第 4 号・雇均発 0901 第 4 号】「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について
- ・【別添】新旧対照表
- ・【参考全文】過重労働による健康障害防止のための総合対策について

○改正内容

- ・監督指導の見直しを踏まえた改正
- ・50 人未満の事業場へのストレスチェック義務化を踏まえた改正

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

=====

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

直通番号：03-3502-6755

=====